

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 岩手厚生年金 事案 990

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和55年11月4日であると認められることから、申立期間における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和55年6月から同年10月までは9万2,000円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月30日から同年12月1日まで

私は、昭和49年9月7日から平成7年12月31日までA社に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、事業所記号簿の記録では、当該事業所は、昭和55年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同日に申立人及び当該事業所において申立期間に被保険者であった全ての者について、資格喪失されているにもかかわらず、同年9月1日の随時改定又は同年10月1日の定時決定の処理が行われており、かつ、これらの処理が取り消されている上、申立人を含む多数の者について健康保険被保険者証返納の処理日が同年11月4日と記録されていることが確認できることを踏まえると、申立人の被保険者資格喪失日に係る処理及び当該事業所が同年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理も同年11月4日に遡及して行われたものと考えられ、当該取消処理前の記録から、同年6月30日において、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的

な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 55 年 6 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における被保険者資格喪失日は、当該喪失処理を行ったと認められる同年 11 月 4 日であると認められる。

また、申立人の昭和 55 年 6 月 30 日から同年 11 月 4 日までの期間における標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の 54 年 10 月の定時決定及び取消処理がなされた 55 年 10 月の定時決定の記録により、同年 6 月から同年 10 月までは 9 万 2,000 円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 11 月 4 日から同年 12 月 1 日までの期間については、同僚が保管していた当該期間の給料明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 991

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和55年11月4日であると認められることから、申立期間における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和55年6月から同年8月までは7万2,000円、同年9月及び同年10月は8万円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月30日から同年12月1日まで

私は、昭和50年8月11日から平成元年12月31日までA社に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、事業所記号簿の記録では、当該事業所は、昭和55年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同日に申立人及び当該事業所において申立期間に被保険者であった全ての者について、資格喪失されているにもかかわらず、同年9月1日の随時改定又は同年10月1日の定時決定の処理が行われており、かつ、これらの処理が取り消されている上、申立人を含む多数の者について健康保険被保険者証返納の処理日が同年11月4日と記録されていることが確認できることを踏まえると、申立人の被保険者資格喪失日に係る処理及び当該事業所が同年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理も同年11月4日に遡及して行われたものと考えられ、当該取消処理前の記録から、同年6月30日において、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的

な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 55 年 6 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における被保険者資格喪失日は、当該喪失処理を行ったと認められる同年 11 月 4 日であると認められる。

また、申立人の昭和 55 年 6 月 30 日から同年 11 月 4 日までの期間における標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の 54 年 11 月の随時改定及び取消処理がなされた 55 年 9 月の随時改定の記録により、同年 6 月から同年 8 月までは 7 万 2,000 円、同年 9 月及び同年 10 月は 8 万円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 11 月 4 日から同年 12 月 1 日までの期間については、同僚が保管していた当該期間の給料明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 992

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和55年11月4日であると認められることから、申立期間における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和55年6月から同年8月までは7万2,000円、同年9月及び同年10月は8万6,000円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月30日から同年12月1日まで

私は、昭和53年6月1日から平成元年8月31日までA社に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、事業所記号簿の記録では、当該事業所は、昭和55年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同日に申立人及び当該事業所において申立期間に被保険者であった全ての者について、資格喪失されているにもかかわらず、同年9月1日の随時改定又は同年10月1日の定時決定の処理が行われており、かつ、これらの処理が取り消されている上、多数の者について健康保険被保険者証返納の処理日が同年11月4日と記録されていることが確認できることを踏まえると、申立人の被保険者資格喪失日に係る処理及び当該事業所が同年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理も同年11月4日に遡及して行われたものと考えられ、当該取消処理前の記録から、同年6月30日において、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所

(当時)において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 55 年 6 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における被保険者資格喪失日は、当該喪失処理を行ったと認められる同年 11 月 4 日であると認められる。

また、申立人の昭和 55 年 6 月 30 日から同年 11 月 4 日までの期間における標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の 54 年 10 月の定時決定及び取消処理がなされた 55 年 9 月の随時改定の記録により、同年 6 月から同年 8 月までは 7 万 2,000 円、同年 9 月及び同年 10 月は 8 万 6,000 円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 11 月 4 日から同年 12 月 1 日までの期間については、同僚が保管していた当該期間の給料明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手国民年金 事案 751

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 12 月まで

私の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付は、亡き母が行ってくれた。

申立期間について、私は、時期は不明だが亡き母から、「未納期間となっていた国民年金保険料を納めた。」と聞いており、申立期間が国民年金保険料の未納期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について、亡き母が行ってくれたとしているが、申立人は直接関与していないため、申立内容を裏付ける具体的な状況は不明である。

また、A町作成の国民年金被保険者名簿によれば、平成元年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料を同年 3 月 13 日に現年度納付し、昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの保険料を平成 2 年 3 月 19 日に過年度納付していることが確認できるが、その時点においては、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人に係る A町作成の国民年金被保険者名簿の納付記録は、オンライン記録と一致している。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索しても、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断



すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 993

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までA社B課（以下「B課」という。）に期限付臨時社員として勤務していた。

厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社人事課（以下「人事課」という。）が保管している辞令書(写)及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてB課に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、人事課は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料納付については当時の関係資料が無いので、不明であると回答している。

また、申立期間においてB課で厚生年金保険の加入手続事務を担当していたとする正社員及び申立人と同様に期限付臨時社員だった者に照会したが、具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時、B課で採用されていた期限付臨時社員は、申立人を含め 12 人であるが、厚生年金保険の被保険者は 3 人だけであることから、申立事業所では、全ての期限付臨時社員が厚生年金保険に加入していたわけではないことがうかがえる。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い上、申立人の父の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間において、その父の政府管掌健康保険の被扶養者となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。